

第7章

インドにおける障害者教育と法制度

浅野宜之

要約：

本稿では、インドにおける障害者に対する教育の現状を法制度から検討する。インドでは1995年障害者の権利法が制定され、障害者の権利向上に資するところがあったが、国連障害者の権利条約批准とともに、法改正または新法制定が必要となった。そこで、政府は新法制定に向けて検討する起草委員会を設置し、その報告をもとに2011年草案が作成された。その後、検討を経て2012年障害者の権利法案が議会に提出されている。そこで、本稿では主に2011年草案と2012年法案の規定の違いを明確にし、2012年法案の特徴を把握する。また、障害者の教育にかかわる政策など、今後の検討課題を提示している。

キーワード：

インド 障害者の権利法 新法制定 インクルーシブ教育 無償義務教育

はじめに

本稿では、インドにおける障害者にかかわる教育について、法制度の観点から検討する。インドでは障害者にかかわる法律として、1995年障害者（機会均等、権利保護および完全参加）法（以下1995年法と略）があり、そのほかにリハビリテーション協議会法、1999年自閉症、脳性麻痺ならびに知的障害および重複障害のある者の福祉にかかわるナシヨナ

ルトラスト法（以下 1999 年法）などがあるが、国連障害者の権利条約を批准するに当たり、これとの整合性を図るため、1995 年法の部分改正ではなく、新たな法律を制定するための取り組みがなされ、2012 年には新しい法案が作成されている。この新法案（以下 2012 年法案と略）は法律の構成において 1995 年法とは大きく異なっており、規定の内容も権利条約との整合性の問題もあり、新しくなっている点がみられる。障害者に対する教育にかんする条文についても新しい点がみられる。

そこで本稿は、インドにおける障害者教育について検討する準備段階として、まず 2009 年に制定された無償義務教育にかんする法律の内容と、その改正問題について概観する。つづいて、1995 年法の教育にかんする規定をみたのち、その改正過程において起草委員会によって作成された 2011 年草案と、これを検討したうえで議会で提出された 2012 年法案との比較を中心に、障害者教育にかかわる法律について概観する。最後に、以上の検討をもとに、検討課題を明らかにする。

I インドにおける障害者と教育

辻田 [2012] は、インドにおける障害者の教育について詳細に述べている。そのなかで、障害者の教育の現状として、たとえば 2001 年の国勢調査では、総人口の 2.1 パーセントにあたる 2191 万人の障害者のうち、識字率は 49.3 パーセントと国全体での 65.4 パーセントよりも大きく下回る状況にあること、また、2002 年の全国標本調査によれば、障害者の就学率は 49.7 パーセントであるが、性別、都市・農村部、障害種別によって数値に格差があることなどが紹介されている。

また、World Bank [2009, 60-61] は、6 才から 13 才の子どものうち就学している割合は 38 パーセントになるとしている。また、5 才から 14 才の子どものうち重度の障害がある子どものうち約 4 分の 3 が非識字状態にあることや、初等教育以上の教育を受ける障害児は障害の重さにかかわらず少ないことなどが挙げられている。さらに、就学している 5 才から 14 才の生徒のうち 94.3 パーセントが通常の学校に在籍しており、残りの 5.7 パーセントが特別支援学校に在籍するかたちとなっている。そして、障害者の教育にかかわっては、いくつかの制度上の問題が存在しているとして、教育制度一般について責任を負う「人材開発省」と「社会正義・エンパワーメント省」との並立、教員の養成にかかわる「リハビリテーション協議会」と「人材開発省」との並立、特別な支援の必要な子どもの発見における協力の欠如と重複、政府と NGO との役割の収斂などを挙げている。

そして、今後優先して行われるべき事項として、障害がある子どもの発見と教育へのアクセスの促進、教育の質の向上、民間団体も巻き込んだ教育機関の強化を挙げている [World Bank 2009, 79]。

インド政府としても障害者の教育にかんして政策を立て、執行しようとしている。2005

年に出された「障害がある子どもおよび青年に対するインクルーシブ教育のための行動計画 (Action Plan for Inclusive Education of Children and Youth with Disabilities)」では、教育を受ける権利を基本的権利としてとらえ、学習環境を整備することで障害がある児童、青年の教育へのインクルージョンを確かなものにするとしている。そして、なされるべき事項としてすべての障害がある子どもの就学、適切なカリキュラムなどを通じた学習および能力の開発を可能にするニーズに応じた支援、適切な留保などを通じた高等教育および職業訓練への支援、そして障害に焦点を当てた大学などでの調査を挙げ、それぞれの達成のためになされるべき方策を掲げている。

このように、障害がある子どもたちにも教育を受ける権利を認め、それを保障しようとする動きがみられるが、これを制度的に規定するものが様々な法令である。次節以降では、インドにおける障害者に対する教育にかかわる法律を概観する。

II 障害者の教育にかかわる法律

憲法¹⁾においては、教育にかんする規定としては第4編「国家政策の指導原則」に置かれる第41条において、「国は、その経済力および経済発展の段階に応じて、労働および教育の権利並びに失業、老齢、疾病、身体障害またはその他の不当な困窮状態にある者の公的扶助に対する権利を保障するのに有効な規定を設けなければならない」というものが設けられていた程度であった。しかし、2002年に憲法第86次改正がなされ、教育にかんする規定が追加・改正された。

憲法第86次改正では、第一に第21A条が追加され、6才から14才のすべての児童については普通教育を行わなければならないことが規定された。この条文は第3編「基本的権利および義務」に置かれており、裁判により強行されない国家政策の指導原則に設けられている第41条とは意味合いが異なり、「教育を受ける権利」が保障されたものとなった。なお、同改正では、憲法第45条が6才未満の子どもへの乳幼児保育と教育にかんする規定として、国はこの年齢層の子どもに対して乳幼児保育および教育を行うよう努めなければならないというものに改正されているほか、第51条にk号として、親または保護者である時には、その子どもが6才から14才までの間教育を受ける機会を与え、必要に応じて後見することを基本的義務の一つとして付け加えている。改正される前の第45条は憲法施行から10年以内に14歳以下の児童に無償の義務教育を行うことを規定していたものであったが、実際には上記の改正まで実現には至らなかったものである。

第21A条は「国は、法律の定めにもとづき、6歳から14歳以下の児童に対し無償の義務教育を行わなければならない」という条文で、これに対応するために制定された法律が、「2009年無償義務教育にかんする子どもの権利法 (The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009, 以下 RTE 法と略)」である。牛尾 [2012] は、2002

年に憲法改正がなされてから RTE 法の制定まで時間がかかった背景として、社会的弱者層の教育機会にかかわる議論があったことおよび同法施行のための財政負担についての摺合せが必要であったことを挙げている。

RTE 法の中心的な内容としては、まず第 2 条で用語の定義がなされており、そのうち c 号では「子ども」とは「6 歳以上 14 歳以下の男女児」とされ、d 号では「不利益を被っている集団に属する子ども」としては「指定カースト、指定部族、社会的および教育的に後進な階級、および関係する政府が定めた社会的、文化的、経済的、地理的、言語的、ジェンダーおよびその他の要因により不利益を被っている集団に属している子ども」を指すとしている。そして第 3 条では第 1 項において、「6 歳以上 14 歳以下のすべての子どもは、その初等教育が終了するまで、近隣の学校において、無償の義務教育を受ける権利を有する」としている。さらに第 2 項では、「前項の目的を達するため、初等教育を継続し、修了することをさまたげうる授業料、手数料または費用を支払う必要がない」ことを規定している。さらに、障害がある子どもについては但し書きにおいて、1995 年障害者法第 2 条第 1 項に定義する障害がある子どもは、同法第 5 章の規定にもとづき無償の義務教育を受ける権利を有するという文言が付け加えられている。

後述するように 1995 年法第 5 章は教育にかんする規定であり、上記の但し書きはこれらとの整合性をともないつつ無償の義務教育を実施することを意味している。

この RTE 法について、障害者当事者団体などから、条文の改正を求める声が上がっている。これは、同法において障害児に対する教育についても対象とすることを明確にすることを目的としたものである。2012 年 4 月 24 日に上院を通過した RTE (改正) 法案では、以下のような障害児への教育にかかわる条項が設けられている²。

まず、第 2 条 d 号の「不利益を被っている集団に属する子ども」として「障害のある子ども」という文言の追加が提示されている。そして、e 号「弱者層に属する子ども」に続いて ee 号として「障害のある子ども」についての定義が設けられている。これによれば、

- (A) 1995 年法第 2 条 i 号に定める障害がある子ども
- (B) 1999 法第 2 条 j 号に定める障害がある子ども
- (C) 1999 法第 2 条 o 号に定める「重度の障害」がある子ども

が対象となっている。なお、上記の (A) によれば、視覚障害者、弱視、ハンセン氏病元患者、聴覚障害者、肢体不自由者、知的障害、精神疾患を障害として挙げている。(B) についてみれば、自閉症、脳性麻痺、知的障害のいずれかの状態もしくはその複数の状態にある者または重度の重複障害がある者と定義されている。さらに、(C) 号によれば、重度の障害とは一つまたは複数の障害で 80 パーセント以上の障害がある者をいうとされている。なお、(C) 号にかかわる 80 パーセントという数値は、障害の認定において用いられる数値のことを指す。

上記の定義にもとづき、RTE 法改正法案では、第 3 条の改正が提示されている。まず、

同条第1項は「第2条d号またはe号に定める子どもを含む6歳以上14歳以下のすべての子どもは、その初等教育が終了するまで、近隣の学校において、無償の義務教育を受ける権利を有する」(下線部筆者)という条文に変えられている。すなわち、障害がある子どもを含む不利益を被っている集団の子どもたちも教育をうける権利を持つことが明示されている。続いて、第2項但し書きが削除され、新たに第3項として障害がある子どもに対する教育について規定が設けられている。その内容は次のとおりである。

「第3条 第2条 ee 号 (A) にいう障害がある子どもについて 1995 年法の規定にかかわらず、および同号 (B) ならびに (C) にいう子どもについて、1995 年法第 5 章の規定にもとづき無償の義務教育を受ける権利を有する。

ただし、1999 年法第 2 条 h 号にいう「重複障害」および同条 o 号にいう「重度の障害」がある子どもは、家庭における教育を選択する権利を有する。」

このように、障害がある子どもについても無償の義務教育を有する権利があることが明示されている。(A) から (C) の分類の子どものいずれについても教育を受ける権利があることが示されているが、これらの分類は障害の定義の根拠法が 1995 年法と 1999 年法とに分かれていることによるものと考えられる。いずれにしても 1995 年法における教育にかかわる規定は RTE 法の規定にもかかわるもので、現状の障害者の教育にとって重要な位置づけをもつ。そこで、次節では 1995 年法の規定とその改正法案について概観する。

III 1995年法³および同法改正法案

1. 1995年法における教育関連規定

1995年法は、障害者の権利保護のために連邦および州レベルでコミッショナーを置くこと、教育や雇用などの各部面における権利保障をすることなどを規定する法律である。このなかで、教育にかかわる規定は、とくに同法の第5章に設けられている。

1995年法第5章では、まず第26条で関係する政府および地方機関は、子どもたちに対して無償の教育を行う旨の規定がなされている。この条文によれば、政府は

- a. 障害がある子どもに対して適切な環境で18才に達するまで無償の教育を行う
 - b. 通常の学級で障害がある子どもの統合教育を進める
 - c. 公立または私立の特別支援学校を、国内のいかなる場所に居住する特別支援教育が必要な子どももこれを受けられるように設置することを進める
 - d. 特別支援学校において職業訓練の施設を設けるよう努める
- ことが定められている。

つづく第27条では、政府などがノンフォーマル教育の事業やプログラムを行うことについて規定している。条文によれば、関係する政府などは以下の計画を策定するものとする、

として、6点を挙げている。それは、

a.5年生までを修了している障害がある子どもで、全日制では学業が継続できなかった者に対して、短時間のクラスを設ける

b.16才以上の子どもに対して機能的識字のため特別な短時間クラスを設ける

c.適切なオリエンテーションの後に、必要な人材を活用してノンフォーマル教育を実施する

d.放送学校、放送大学を通じて教育を進める

e.双方向的な電子的またはその他のメディアを通じて授業および討論を進める

f.障害がある子どもに対して無償の特別な書籍および教育上必要とする機器を供給するというものである。

障害者の教育にかんしては、これらの条文が中心的なものということができるが、同法第5章ではこれらの他に、第28条で関係する政府は、公務員やNGOが教育の機会均等のために新たな支援機器や教材などを開発させることを規定しており、第29条では特別支援学校や通常の学校での教育のために教員養成施設を設置したり、既存の機関やボランティア団体の養成プログラムを支援したりすることを定めている。

また、教育へのアクセスにかかわり、第30条で政府はその他の条文にかかわらず、以下の事項を提供することを含む総合的な教育事業を実施しなければならないとして、8点を挙げている。それは、

a.障害がある子どもに対する通学手段または保護者に対する就学のための財政的支援

b.学校や大学、職業訓練などを実施する施設での建物の構造的障壁の除去

c.障害がある子どもが就学できるよう書籍、制服その他の物品の提供

d.障害がある子どもに対する奨学金の提供

e.障害がある子どもの親の不服に対する改善のための集会実施

f.視覚障害や弱視の生徒が数学的問題から除外されるよう試験システムを改善

g.障害がある子どもの利益になるためのカリキュラムの再編

h.聴覚障害がある生徒のため、一つだけの言語をカリキュラムの一部とするようなカリキュラムの再編

となっている。さらに、第31条では、すべての教育機関は視覚障害があるまたは弱視である生徒のために筆記者を提供しなければならないと定めている。

第5章の教育に関する規定は以上であるが、雇用に関する第6章に設けられている第39条では、公立の学校または政府から補助を受けている学校は障害がある者に3パーセントを下回らない留保の枠を設けなければならないことが規定されており、この条文が学校の入学枠での留保にかんして用いられてきている。

以上、1995年法の規定をみると、教育にかんしても重要な規定が設けられていたことが分かる。しかし、実際にはそれが十分に執行されていない例もみられた。たとえば、2003

年の全国視覚障害者連盟ケース⁴では、公立の男子中学校で10年生までしか無償教育が受けられないという規則が問題として取り上げられている。通常12年生を修了するのが17才くらいであることから考えれば、18才まで無償の教育を受けられるようにする1995年法第26条の規定に反するというものであった。デリー高裁は10年生までの制限と収入制限を受益者について定めている点について原告の訴えを認め、規則は法律に違反すると判示している。

こうした1995年法の規定は障害者の権利を保護するために重要な役割を担っているが、国連障害者の権利条約の批准に伴い、障害者法の改正を行わなければならないこととなった。新法案起草の過程については浅野[2012]に記述しているが、社会正義・エンパワーメント省が2010年に障害者の権利法案起草委員会を設置し、障害問題の専門家のほか当事者団体の代表などをまじえて検討を重ね、2011年に委員会報告⁵が提出された。これによれば、起草委員会としては権利条約第3条に掲げられている基本原則にもとづいて草案を作成したとし、さらにとくに支援の必要な者への配慮や、インド社会における実用的方策の選択などを盛り込んでいるとしている。

上述の起草委員会により作成された2011年障害者の権利法草案（以下2011年草案と略）は、その後の検討をもとに2012年障害者の権利法案（以下2012年法案と略）として議会に提出された。2011年草案と2012年法案とを比較すると、教育にかんする規定だけをみてもその内容に違いがみられる。そこで、以下では2011年草案と2012年法案の教育関連規定の違いを概観したい。

2. 2011年草案および2012年法案における教育関連規定

2011年草案と2012年法案における教育関連規定のもっとも大きな違いは、その条文数の多さである。2011年草案では第7条として「女子および女性の教育を受ける権利」という規定が設けられていたほか、教育に関連する規定が第34条から第55条までの全22か条にもおよび、詳細に規定されていたが、2012年法案では第3章「教育」に盛り込まれている第21条から第23条までの3か条と、第6章「基準以上の障害がある者に対する特別規定」にある第36条および第37条など、条文数が少なくなっている。もっとも、単純に条文数を比較しただけではその規定内容を明確にすることは困難であるので、つづいて2012年法案の規定を軸に、2011年草案との違いを明確にする。

(1) 定義規定の変化

2011年草案には、第34条として「教育を受ける権利」にかかわる定義規定が設けられていた。その内容は下記の通りである。まず第1項で以下の文言について規定している。

「子ども (child) 」とは、18才以下の障害がある子どもを指す

「近隣の学校 (neighbourhood school)」とは、いかなる教育機関であって初等教育の場合は半径1km, 中等教育の場合は半径3kmの距離にあり, 障害がある子どもに教育を行うのに適した環境にあるもの, または障害がある子どもに専門的に若しくは独占的に教育を行うものをいう

ただし, 地形的に危険な場合や, 地滑りや洪水などの問題が上記の範囲内にある場合はそれ以外の学校を, また, 上記の条件に適う学校がない場合は家庭または寄宿学校を含む。

「中等教育 (secondary education)」とは9年生から12年生までの教育を指す。

「特別支援教諭 (special educator)」とは, 障害がある子どもの一般的なまたは特別な学習上のニーズに対応するために訓練を受けた教諭, トレーナー, リソースパーソンを含む。

「特別支援学校 (special school)」は, 主に障害がある生徒のために設置された学校をいう。

「支援 (support)」には以下のものを含む

- a. 必須の資格を持ち, 訓練を受けた教育者による適切な方法およびコミュニケーション手段による教育的指導
- b. 書籍, 入学試験準備のための準備教材および適切な方法ならびにコミュニケーション手段による教材の無償配布
- c. 障害がある者が初等, 中等および高等教育を修了するために必要な支援機器の無償給付
- d. 筆記者またはその他の技術的支援の供給
- e. 子どもの通学手段または親もしくは保護者に対する就学への財政的インセンティブの提供
- f. 女性および女子を優先的に扱う障害がある者への奨学金の給付
- g. 試験の時間延長
- h. 筆記による試験などの場合の綴り方の容認
- i. 親または保護者から希望があり, 学校運営者が認めた場合の第二言語および第三言語コースからの免除
- j. 数学, 地理, 経済学および科学に限らずすべての科目における学習のために適切な技術的備品
- k. 教室, スポーツ施設, 図書館および実験室を含む物理的適応 (を可能にすること)
- l. 初等, 中等および高等教育を修了するために必要なその他の支援
- m. 試験やアセスメント・ペーパーにおける視覚的質問以外の選択的手段

続いて第2項では, 「頭割り料金 (capitation fee)⁶」, 「初等教育 (elementary education)」, 「保護者 (guardian)」, 「親 (parent)」および「審査手続き (screening procedure)」は, RTE法に規定されている通りであることが, また, 第3項ではRTE法の第5条, 第10

条、第13条および第14条が適用されることが定められている。

しかし、2012年法案ではこれらの文言の定義規定は盛り込まれておらず、RTE法の規定の準用規定についても設けられていない。後者については、前述のRTE法改正の動きが影響している可能性もある。

2012年法案の第2条が文言の定義規定であるが、その中で教育にとくにかかわるものはp号の「高等教育」について12年間の学校教育を受けた後に進めることのできる教育と定義したものと、同条s号の「インクルーシブ教育」について、障害の有無にかかわらずすべての生徒が、すべてのまたは大半の時間をともに学ぶシステムであり、異なったタイプの生徒のニーズに見合っていて、学習の成果が比較的または満足のいく質を達成しているような教育・学習システムをいう、と規定しているのみである。

しかし、上述の「支援」という定義に掲げられた事項の多くが、2012年法案第22条「関係する政府および地方機関のインクルーシブ教育を推進する責務」の中に規定されるかたちをとっている。たとえば、前述の2011年草案第34条b号「書籍、コミュニケーション手段の提供」および第34条c号「支援機器の提供」は2012年法案第22条viii号に、2011年草案第34条e号「通学手段などの提供」は2012年法案第22条ix号に、2011年草案第34条g号からi号に定める「試験などの際の便宜」については2012年法案第22条x号に同内容の規定が盛り込まれている。このように、草案の段階では「支援」の内容として掲げられた事項を、議会に提出された法案では国のなすべき事項として列挙するかたちに変えている。

(2) 「教育を受ける権利」

2011年草案では第35条において教育の権利について規定している。同条第1項では、すべての障害がある者は、その潜在能力、尊厳の観念、自尊心の発展を可能にし、人格、能力、創造性および精神的ならびに肉体的能力を発展させ、インクルーシブな社会での効率的な参加を可能にするため教育を受ける権利があることを定めている。そして、第2項では、障害を理由として教育システムから疎外されることはなく、関係する政府はすべての障害がある者、とくに女性および女子の教育にアクセスする権利を保障しなければならないことを規定している。

これに対して2012年法案では、単に教育の権利という名称がつけられた条文はなく、第6章第36条において「基準以上の障害がある18才以下の子どもの教育を受ける権利」として規定されている。第1項では「RTE法の規定にかかわらず、6才から18才までの基準以上の障害がある子どもは、可能な限り近隣の学校で、および必要な場合は特別支援学校で無償の教育を受ける権利を有する」、とし、第2項では「前項の目的を達するため、18才までの教育を継続し、修了することをさまたげうる授業料、手数料または費用を支払う必要がない」としている。第2項の規定は、RTE法の同様の規定のうち、初等教育という文言を18才までの教育という文言に変えたものである。そして、第3項では「関係する政府お

よび地方機関は、基準以上の障害がある子どもの適切な環境の下での18才までの教育へのアクセスを保障する」ことを規定している。第1項で教育を受ける権利があることを示し、第3項でそれを保障する国の義務を規定するかたちをとっている。

(3) 学校施設等にかんする詳細な規定の包括化

2012年法案では、第21条で障害がある生徒に対してインクルーシブ教育を行う教育機関の義務という規定が設けられ、以下のような事項が挙げられている。

- ii 建築物、キャンパスおよびその他の施設について障害者がアクセスできるようにする
- iii 個人の必要に応じた適切な環境を提供する
- iv 個人及びその他に対して、学問的及び社会的発展を最大化する、および完全なインクルージョン教育の目的に合致する環境に必要な支援を供給する

また、上述の第36条第3項もまた、障害がある者が適切な環境の下で18才まで教育を受ける権利を保障するということで、環境面での整備については包括的な規定の仕方になっている。

このほか2011年草案では、第40条で合理的な環境についての国および教育機関の義務について規定があり、第1項で個人の必要に応じた環境を、ジェンダーおよび年齢を考慮に入れながら提供することを、第2項で上述の2012年法案第21条iii号と同様の内容を、そして第3項では適切な教育の質を確保するために、点字や手話の学習などを含む適切な手段をとることを求めている。これらの内容は2012年法案第21条iii号からv号に規定されるかたちで盛り込まれている。

2011年草案では上記の規定のほかに、近隣の学校設置にかんする規定なども設けられているが、2012年法案ではこうした規定はみられない。

(4) 高等教育にかんする規定の差異

2012年法案第37条では、高等教育機関における留保について規定されている。法文によれば、「すべての公立の高等教育機関および政府から補助を受けるすべての高等教育機関は、それぞれのコースの5パーセント以内を基準以上の障害がある者に留保しなければならない。ただし、基準以上の障害がある者が留保枠以外の入学枠に応募することをさまたげるものではない」というものである⁷。

2011年草案第50条では、「すべての高等教育機関は、それぞれのコースの6パーセント以内を障害がある者に留保しなければならない。ただし、障害がある者が留保枠以外の入学枠に応募することをさまたげるものではない」となっていた。

法案が作成される段階で、留保枠が1ポイント削減され、また、「基準以上の」という文言が追加されていることがわかる。とくに、留保枠を設定する高等教育機関を、公立ま

たは政府からの補助を受けている機関に限定することは、それらを受けていない私立の教育機関を対象から外すことになり、障害者の高等教育を受ける機会が減ることを意味する。

このほか2011年草案では高等教育における支援についての条文が第51条として設けられていたが、2012年法案では明確なかたちでそのような支援について規定がなされていないことも、変更点の一つとして挙げることができる。

(5) その他の規定の差異

2011年草案では、第41条で教員あたりの生徒の割合を適切なもので維持すべきことが規定されており、また、第44条では中等教育を修了するまでは留年あるいは退学させられないこと、第45条では体罰や精神的ハラスメントを禁止すること、第46条では保護者がRTE法に規定される学校運営協議会のメンバーになること、第47条では学校開発計画において障害時への支援や建築物へのアクセス確保に必要な資源について明記すること、第48条では教育改革委員会を設置することなどが規定されているが、これらについては2012年法案では明確な規定は設けられていない。ただし、2012年法案第21条vii号で「障害がある生徒それぞれについて監視、達成段階の評価および学習の到達についての参加を保障する」と規定しているのは、当事者の参加という観点から注目される。

なお、2012年法案で明示された事項として学習障害がある。第21条vi号では、「特定の学習障害について出来る限り早く発見し、児童生徒がこれを克服出来るようにするため適切な教育的およびその他の方法をとる」と規定しており、2011年草案よりも一步踏み込んだ内容となっている。

このほか、2012年法案で規定されている内容に教員などのスタッフの問題がある。第22条ii号からiv号では、教員養成機関の設置や教員の雇用（とくに点字や手話を身につけている者）、さらには教育支援の専門職などの養成について規定している。これらも、「インクルーシブ教育の保障のため」という文言が記載されている。

2011年草案と2012年法案との比較をするかぎりでは、草案の段階で詳細に規定されていた事項を含めて包括的な規定に変え、条文数も減らす作業が行われたことがわかる。RTE法の対象となる14才までの教育をさらに延長させ、18才までの教育を受ける権利を明確に示した点については2011年草案と2012年法案とで変わっておらず、その点を見るかぎりでは障害がある者の教育を受ける権利を保障するという目的は受け継がれているといえることができる。また、1995年法における教育関連規定と比べてみても、教育を受ける権利の保障という点では前進した規定が設けられている。

しかし、教育施設の整備や教員の養成など、障害がある者の教育環境の整備はうたわれているものの、これをいかにして執行しうるのかが問題となってくる。2012年法案が両院を通過したとしても、今後に残る課題である。

おわりに

インドにおける障害者に対する教育については、1995年法から2012年法案にかけて比較してみると、「インクルーシブ教育」という文言をキーワードにして、教育を受ける権利を保障するというかたちで法案を作成していることが分かる。こうした法案を作成した背景には、第1節で言及したインクルーシブ教育にむけての行動計画が存在すると考えられるが、新たな形で障害者に対する教育について制度化しようとしていることから、検討すべき点は多く存在している。

今後、障害者の教育について法制度から検討していくに当たり、なすべき課題は次の通りである。まず、2012年法案のその後の審議状況についてフォローする。法案が議会においていかに取り上げられるかは、いまだ不明な部分もあるが、今後継続して検討していきたい。また、法案の内容について、教育に関連する規定以外についても検討する必要があると思われる。法制度という面からいえば、初等教育等については州によって制度的に違いがあると考えられるため、たとえば各州政府から発せられている命令などを検討し、国内での比較検討を行う必要もある。この点についても今後の課題である。

さらに、教育の普及を進めていく上でさまざまな政策がとられているが、そのうち大規模に進められているものの一つが「Sarva Shiksha Abhiyan (教育普遍化プログラム、「万人に教育を」計画)」である⁸。これは障害者のみを対象とした事業ではないが、障害がある児童生徒への教育の普及にかんしてもっとも重要な政策の一つということができよう。したがって、法制度から障害者に対する教育について検討する上で、こうした政策の現状についても概観していきたいと考える。

本稿では教育にかかわる判例については取り上げなかったが、これまで1995年法の規定に基づいた裁判も、数は少ないながらも存在している。これについての検討も今後の課題である。

以上の残された検討課題を取り上げつつ、今後障害者の教育を受ける権利について、より詳細に考えていきたい。

[注] _____

- 1 憲法の規定については、孝忠・浅野 [2006] 参照。
- 2 法案の内容については人材開発省のウェブサイト参照。
- 3 1995年法およびその改正法案については社会正義・エンパワーメント省のウェブサイト参照のこと。
- 4 *National Federation of the Blind v. Government of NCT of Delhi*, CWP 6456 of 2002.
- 5 社会正義・エンパワーメント省のウェブサイト参照のこと。
- 6 学費はこれに含まれない。
- 7 高等教育機関における留保について、浅野 [2009] 参照のこと。
- 8 *Government of India* [2004]を参照した。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 浅野宜之 2009 「インドにおける公益訴訟の展開と憲法解釈からみるインド司法の現在—その他後進諸階級にかかわるタークル判決をもとに—」近藤則夫編『インド民主主義のゆくえ—挑戦と変容—』アジア経済研究所。
- 2010 「インドにおける障害者の法的権利の確立」小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』アジア経済研究所。
- 2012 「インドにおける障害者の雇用と法制度—判例と新法制定から—」小林昌之編『アジアの障害者雇用法制—差別禁止と雇用促進—』アジア経済研究所。
- 牛尾直行 2012 「インドにおける「無償義務教育に関する子どもの権利法 (RTE2009)」と社会的弱者層の教育機会 『広島大学現代インド研究—空間と社会』(2) 63-74。
- 孝忠延夫・浅野宜之 2006 『インドの憲法—21世紀「国民国家」の将来像』関西大学出版部。
- 辻田祐子 2011 「インドの障害児教育の可能性—「インクルーシブ教育」に向けた現状と課題—」森壮也編『南アジアの障害当事者と障害者政策—障害と開発の視点から—』アジア経済研究所。

〈英語文献〉

- Government of India 2004 *Sarva Shiksha Abhiyan: Manual for Planning and Appraisal* Ministry of Human Resource Development
- 2005 Action Plan for Inclusive Education of Children and Youth with Disabilities, available at http://www.punarbhava.in/index.php?option=com_content&view=article&id=180&Itemid=121
- n.d. Report to the People on Education 2010-2011 Ministry of Human Resource Development
- Singal, Nidhi 2009 “Education of children with disabilities in India, Paper commissioned for the EFA Global Monitoring Report 2010, Reaching the marginalized” United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
- World Bank 2009 *People with Disabilities in India: From Commitments to Outcomes*, World Bank

〈ウェブサイト〉

- インド政府社会正義・エンパワーメント省 <http://socialjustice.nic.in/>
- インド政府人材開発省 <http://mhrd.gov.in/>